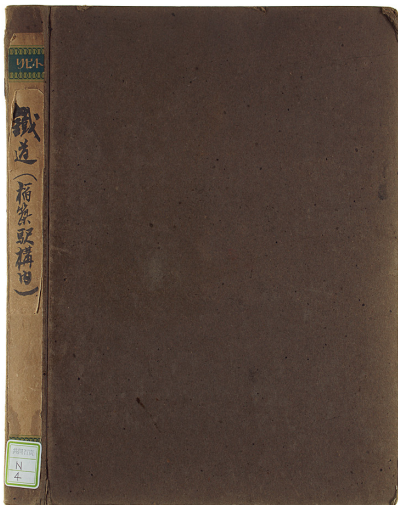




控

施設物用

(用機付高) 土地用

使用期	使用目的	承取年月日	承取者氏名	使用地	使用目的	承取年月日	承取者氏名
昭和四年	住宅	昭和四年一月一日	田中 太郎	昭和四年	住宅	昭和四年一月一日	田中 太郎

(見付、4所、木、付、2、)



工、付、天、用、機、付、高、

二、4、所、

右、明、示、

箱、付、1、町、田、中、太郎、昭和、四年、一月、一日、

1、町、田、中、太郎、

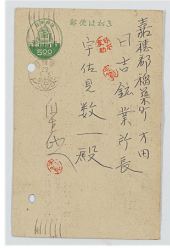
鐵道用地貸付(使用許可)簿

所在

承 年 月 日	起 年 月 日	請 求 出 賃 者 名 稱	財 產 名 稱	敷 地 面 積	使 用 目 的	原 因	特 許 年 限	料 金 額	租 金 額	住 居 氏 名
27.1.30	25.8		① 17 新築住宅	1000.00㎡	自前昭和24.9.3					新築住宅
28.2.1	28.0		② 272 立役施設	1000.00㎡	自前昭和24.9.3					—
—	—		③ 266 普光町家	1000.00㎡	自前昭和24.9.3					—
—	—		④ 26 比木子町	1000.00㎡	自前昭和24.9.3					大下 小15.67
—	—		⑤ 7 比木子町	1000.00㎡	自前昭和24.9.3					大下 小15.8437
留										
号										

〔本簿へ土地用又は貸付其ノ租地物使用(何レモ無償ノ分ヲ含ム)ヲ整理スルモノトス〕

昭和24.10.25.3.上附録



郵便はがき

嘉穂郡稲葉町 万田
古銀業所 長
宇佐見 数一殿

山崎

山崎

綿糸

原産内
製土建

地物

の使用料は低廉であるので昭和二十九年一月一日より改訂を致しますからあらかじめ通知致します。

昭和二十八年十二月二十八日

門司鉄道管理局
門司鉄道管理局施設部

鐵道用地貸付（使用許可）簿

所存

承 年 月 日	期 限 年 月 日	請 求 出 賃 名 稱	計 量 單 位	數 量	使 用 目 的	期 間 年 月 日	料 金 年 額	租 額 年 額	住 所 氏 名
1921	1922	1922	①	197	松木重坊	自給用 100 坪			
			②	16-	松木重坊	自給用 100 坪			
			③	217	松木重坊	自給用 100 坪			
			④	217	松木重坊	自給用 100 坪			
			⑤	217	松木重坊	自給用 100 坪			
			⑥	217	松木重坊	自給用 100 坪			
			⑦	217	松木重坊	自給用 100 坪			
			⑧	217	松木重坊	自給用 100 坪			
			⑨	217	松木重坊	自給用 100 坪			
			⑩	217	松木重坊	自給用 100 坪			
			⑪	217	松木重坊	自給用 100 坪			
			⑫	217	松木重坊	自給用 100 坪			

「本簿へ土地使用文・貸付共ノ他種物販賣（何レノ額價ノ分ヲ含ム）ヲ整理スルモノトス」

昭和十一年四月一日開始



鉄道 建物 使用能続願

1. 位 置 福永駅構内

1. 前年度承認
年月日番号 昭和32年9月2日 門施契文1800号

1. 使用地積 120 平方尺

1. 使用目的 福永駅構内(日教へ預渡供地)
石炭積込施設

1. 使用期間 昭和37年4月より
昭和42年3月まで

1. 料 金 指 定 の と 西 り

上記のとおり能続承認します。

承諾の上は料金納入その他一切の義務は保証人連帯を以て
履行し、貴局に御迷惑をおかけ致しません。

昭和37年3月3日

受 用 者 住 所 福永駅構内(日教へ預渡供地)
氏 名 共同石炭積込所
福永炭灰會社

連帯保証人 住 所
氏 名 福永炭灰會社 梅田義雄

同町鉄道管理局長

山 田 和 雄 殿

No 4.

此設開係は題開満了と雖も紙續綴後より要りし
 使用各頭より項紙書によりて
 如諸は發止而のなは際り紙續使用せらるる
 七取紙ありと
 此方係世間也係 寺新由式說明
 後後も係世間也係 仲野氏說明
 使用各頭其の項紙書
 但題開満了の際何等通知せらる時は次一年
 間紙續するなりとす第後題開満了の組合用
 昭和八年三月

運 輸 省

明治三十三年十二月二十七日

昭和二十三年十二月二十七日

後藤寺修範區長

門田城道局長 片 判

御前掛郡御前掛町大字才田
共同石炭採掘株式會社石炭事業片
御前代通人 宇佐見 敏一 殿

御前掛郡御前掛町大字才田

昭和二十三年九月五日 御前掛の石について、左記事項により

第一條 右炭田は御前掛町の石炭及び石炭の炭質は、御前掛町の石

りとする。

第二條 この工事には、當局小當管運部長の指示監督を受ける旨で、
執行すること。
御前掛不炭田のため必要を費用は、當局の指示により負担で負擔
すること。

省 輸 運

第三條 この工事に要する報告は、負擔で負擔すること

第四條 富省用地の便用地積及び料金を等については、別に指定するものとする。

第五條 富省の事業のための施設物を移轉後、その施設物を供し、又は増補施設を供するときは、負擔の負擔でこれを進行すること。

第六條 富省の施設物の保存については、富省の指示を承くること。

第七條 昭和十八年十一月二日附第十八號第一九條承認は、この工事業の功のときよりその效力を失うものとする。

第八條 この承認は、昭和二十四年四月三十日まで此工事を延期せしめるときは、その效力を失ひ、且つ將來富省の事業のための施設物の管理が省しく困難となつたときは、これを取り消し得ること。

前項及び第五條の場合、負擔に損害を及ぼすことがあつても、富省は、その責に任しないこと。

門施 二二 第三 三三六四 號次認圖

計

画

圖

一位置圖 花葉

二枝橋圖 花葉

三正下シテ圖 花葉

國語三語 / 在中

設考のめり許さず

昭和廿八年四月五日門施無効辨之別
道許可。別紙許さず(通)



第三圖

エンドレーア
圖



稻築禰場

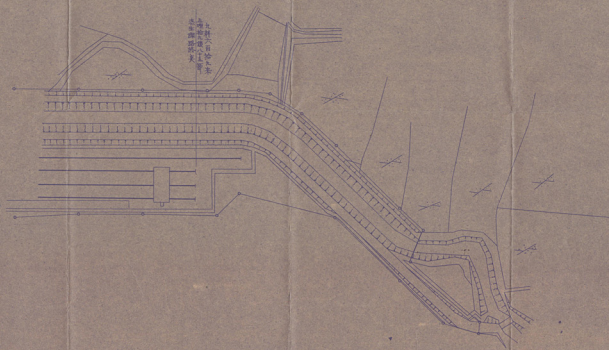
鐵道用地境界圖

昭和二年六月一日
後藤寺保線区
藤田十

稻築停車場平面図

縮尺一寸当五拾呎 26.6.1 後藤寺保線に於て寫す

勝悠吉 矢上



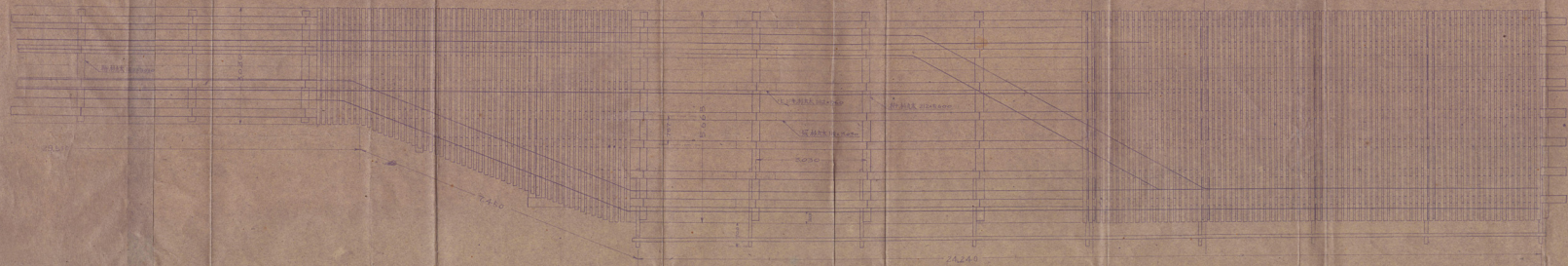
算二圖

棧

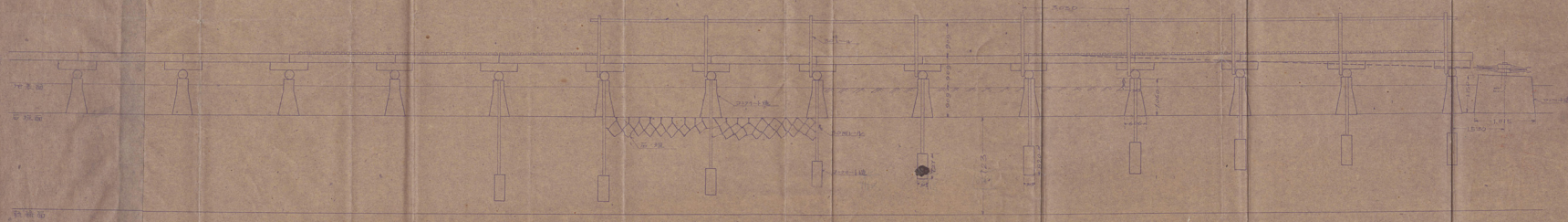
積

圖

橫江棧橋平面圖 縮尺五十分之一



橫江棧橋側面圖 縮尺五十分之一



門施二三
橋梁橋中
中橋見數一
五十五
九
圖面三
圖面三

第參圖

エンドシーフ圖





設計仕様書

「基礎コンクリート」

(1) 基礎基礎ハ現在ノ石垣上部ニ堆積セル土砂約一メートル
地面ヲ高サ一・六メートル×巾〇六・六メートル基礎コンクリート
ヲスルヲ三・〇メートル間隔ニ掘割レ〇・九メートルニメートル
高サ一・六メートルノ打杭ヲ二・〇メートル長サニテ八本程度施行シ
高サ一・六メートル×巾〇三・〇メートル×下巾〇六・六メートルノ基礎礎
コンクリート打固メルモノトス

(2) 土止コンクリートハ石垣側面ニ厚サ〇・三メートル×高サ一・六
メートル側壁土止コンクリートヲナシ基礎礎コンクリートヲ結合
ス

(3) 基礎基礎コンクリートニハ砂土ノ基礎基礎取付ボルトヲ三本
埋メコンクリート工事後ニ砂利土砂ヲ以テ基礎基礎ノ周に

サ振固メルモノトス

コンクリートノ配合比ハ一：三：六ノ配合トス

「基礎架設」

(1) 基礎架設ノ高サハ基礎面埋込タルボルトニ太サ〇・三
メートル×長サ五・六メートルノ杉丸太ヲ取付テ其ノ上ニ砂利達
ニ太サ〇・二メートル×長サ一・六メートルノ杉丸太ノヒジキヲ取付テ
上部ニ太サ〇・二メートル×長サ三・〇メートルノ杉丸太二本ヲボ
ルトヲ以テ締付テ厚サ〇・六メートル×巾〇一・〇メートル×長サ五・六
メートルノ杉丸太ヲ適当ナル間隔ヲ以テ張リタル基礎
トス

(2) 支柱ニハ三〇センチメートル使用シ石垣斜面ニ巾〇三・〇メートル×
長サ〇・七メートルノ基礎架設台基礎礎コンクリートヲヤス
該基礎礎ニハ二〇センチメートル組合ニ鉄筋肋トシ長サ一メートル

一、支柱
埋込ミ支柱ト取付テ上部ハ図示ノ如ク桁ト取付テ支柱トス

(1) 函及流堀ノ構造ハ、棧橋桁ニ三。趾軌條ヲニニマートル間隔ニボルトヲ以テ取付テ図示ノ如ク横ニ三。軌條ヲ通シボルトヲ以テ締付テ横臥流之ノ函受ケトナシ該棧橋ニ上横之ハ貨車四台ヲ并列流打横出束得ルモノトシ流堀ハ柱ニ寸板ヲ以テ左座限リヤスモノトシ反ヤハの六九六マートルトス

三、エンドレス延長

(1) エンドレシープノ基礎ハ新設スル棧橋終端ニ高ヲ二五。マートル×從及横各一八二五マートルノコンクリート造トシ別紙圖示ノエンドレシープヲ取付テエンドレスロープヲ延長スルモノトス

(4) 運炭條ハ、棧橋右側ヲ突函線トシエンドレスニ炭函五函(各横ニ四ニ方尺)ヲクリツプニテ牽引シ棧橋之ロヲ運搬シ左側空函線ニ回向山エニ降スモノニシテ棧橋ハ一。趾軌條ヲ敷設ス

尚詳細ナル構造物ノ型並ニ寸法ハ別紙添付圖ノ通リ
以 上

No 3

施設関係は期間満了と雖も繼續發賣の要なし
（使用各課より項目毎にのみ）
向後には禁止。なお存り繼續使用せしむるよし
を取柄あり。お
書き傳授に用ひ地係
長及び保線用地係
仲野氏説明

使用各項籌款但需

昭和十八年三月

明治三十八年三月

控

本所信託委託書

1. 位置 宿務顯福區
1. 地積 共計240畝 實用1850平方米
1. 使用目的 石炭礦之施設及坑木置場
1. 使用期間 昭和28年4月1日
1. 料 金 海濱度金

上記1-4の條件を以て

義親は上述料金を納入し、地中敷物は履行後、貴司に送付する
こととする。

また、保證人並署名及び封印を致し、

昭和28年4月1日。

親人 福岡縣嘉穂郡福英町大字宮田

共同石炭採業株式會社、日吉鐵業所

鑑定代理人 宇佐見毅一

保證人 福岡縣嘉穂郡福英町大字宮田

吉川孝明

門司鐵道管理局長殿

日吉鐵業所

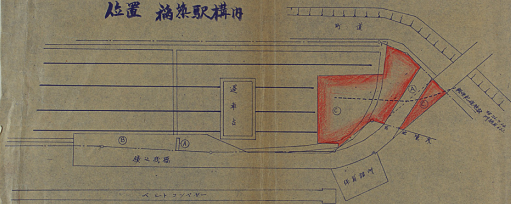
印

印

借地請願添付図

縮尺 1:300

位置 稲築駅構内



27年12月26日

(125)
一筆

一筆
(244)

番号	使用目的	承諾年月日	承諾者姓	承諾者住所	承諾者職業
①	石炭運搬	18.11.2	佐々木	佐々木	佐々木
②	石炭運搬	23.12.21	佐々木	佐々木	佐々木
③	石炭運搬	26.10.21	佐々木	佐々木	佐々木

門司港 第一號

昭和二十六年 二月二十二日

福岡縣志摩郡志摩町字大田

共同石炭産業株式会社

同左般常務理事

字 佐見 敷 一 殿

門司鐵道管理局長 石井 英



U B-4 25 37 同明紙

右般敷福岡石炭産業株式會社の石炭事業用地に併し用地使用について
昭和二十五年 十月十一日 門司港第一 一ノ六 号承認書第四條による右に
ついては左記の通り了知せられたい

記

一、使用箇所は別紙圖面の通りとしその地積は ^四 畝 ^八 坪 ^五 平方メートルとする（一平方
メートルはこれを二平方メートルとみなす）

二、使用期間は昭和二十五年 十一月 日より昭和二十八年 五月 日まで
とする

但し期間満了の際なら通知しない時は次の一年間繼續するものとする
爾後期間満了の場合また同じ

三、使用料は、一ヶ年間金壹千七百圓、鉄也（一坪）米當出度八拾圓と

して日加清算をなさない」とし毎年四月より翌年三月に至る一ケ年分をその年の四月上旬に前納するものとする。但し初期の分は別に指定する期日までに納付するものとする。

四、既收の使用料は常局の都合により一部又は全部の返還をさせるとき又は相當の事由があると常局において認めた場合は返還の翌月以降の分を月割をもつて還付するの外は如何なる場合でもこれを還付することはできない。

門牌用二五第一一六號

昭和二十五年十月十七日

門司鐵道管理局長 石井

臨興縣志卷之六 藝文志

共同石炭礦業株式會社 目古嶺礦所

總經銷人 宇佐美 敬一

和國國内石炭發見設備變史および坑本設備新設について

昭和二十五年四月二十八日付お申出の右について、次の事項により承認しますから御了知の上請書を提出して下さい。

第一條 積込設備變更、就本設備新設の位置および工事の設計は別紙圖面のとおりとする。

第二條 この工事は當局後藤寺保田頭長の指示監督を承けて費所を
施行すること。

前項指示監督のため必要な費用は貴所で負擔し當展の指示により支拂うこと。

送 付 一 冊

第三條 この工事に起因する損害は、實所で負擔すること。

第四條 鐵道用地使用に關する街道、期間、料金等については、別に指定するものとする。

第五條 國庫事業のため動産物の移轉、擔保その他の債權を要し、または増補補償を要するときは、當局の指示により實所の負擔でこれを進行すること。

第六條 完成後の動産物の保守については當局の指示を受けること。

第七條 この承認は、昭和二十六年三月末日までに工事を完成せしめないとときは效力を失ひ、將來國庫事業のため動産物の存続が著しく困難となつたときは、これを取り消し得るものとする。

前項および第五條の場合實所に損害を及ぼすことがあつても國庫はその責を負わない。

門施用五條一六 認取認圖

昭和二十六年三月

井澤一

森同石炭鑛日吉鑛業所

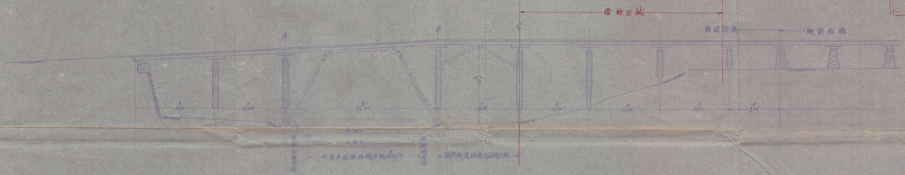
積込棧橋設計圖

共同石炭鑛業株式會社
日吉鑛業所

後藤靜保總圖長

門牌第一六號
水生野長

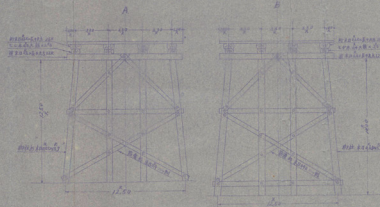
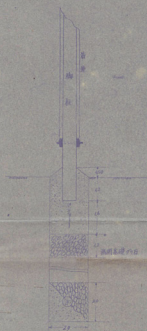
棧橋縱断面圖 縮尺 1/50



基礎・脚柱圖 縮尺 1/50

A-B断面圖 縮尺 1/50

スラブ 縮尺 1/50

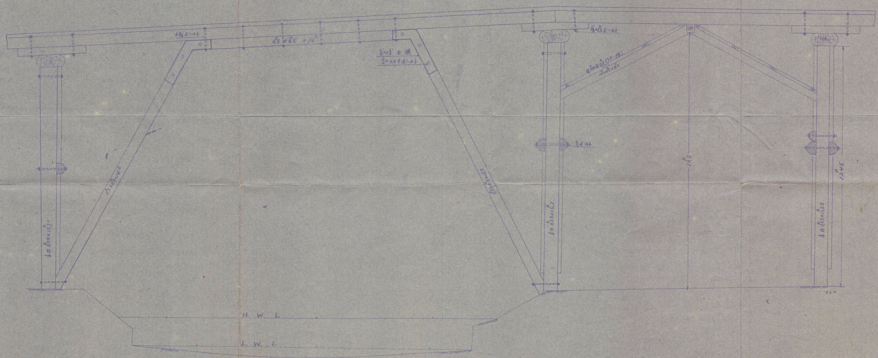


河川上部方柱圖 縮尺 1/50

方柱A圖

方柱B圖

方柱C圖



門
司
鉄
道
局



No 2

絶縁開路は期間満了を録し紙續體をりきりし
便用各項より項根表によりし
向後ハ得るものなり
直に保線区間地係
後森身保線区間地係
使用表現算出項根表
但期間満了の際何事通知せしめられ
に附録するものなり
昭和八年三月
明和八年三月

守部由氏
仲野氏
説明

昭和八年三月

新築工事内承認施設及用地表（単位平方米）

共同石炭販売株式会社日吉留産所

調査代理人 平佐良一

符号	使用目的	承認月日	承認番	別途承認 月日	別途承認 番	使用地種		備 考
						専 用	共 用	
A	石炭搬込施設	昭和18年 18.11.2	門前18年 4419號	22.4.1	740	740 平方米	41976	焼野よりベルトコン ベヤーで貨車搬みす る
B	全上搬込施設	23.2.27	門前23年 3274號	120	217 745	平方米 76,840		全上を搬返し流込み に改修す
C	搬込設備一部 更 改 杭木置場新設	25.10.7	門前25年 116號			平方米 207,720		設備位置一部變更及 杭木置場新設（用地 ）

稻築 駅構内承認施設及借地表(単位:坪)

国土地院

認定地中供覧表

符號	使用目的	承認月日	承認書種	別道承認月日	別道承認書種	使用地積 坪	備 考
A	西武構内施設	昭 和 18.11.2	昭 和 18年 4019号			49坪 441.976	北橋401コ ンベヤ-1号車 積込中
B	全上構内施設	23.12.27	昭 和 23年 3274号			93坪 76.860	全上構内施設 昭 和 23年
C	横心構内一部 築木遺構施設	25.10.17	昭 和 25年 116号			93坪 207.720	横心口置一部 築木遺構施設 (昭 和 25年)

控

土地使用情况表

- 1 位 置 福築歌碑水田地
1 地 積 共計 2.0 畝 410 平方
1 使用目的 為養豬之施設
1 使用期間 自昭和23年4月1日
至昭和24年2月1日
1 科 目 拂付金

上記の通り許可された

養豬場は、料金を納入し、他、義務は履行し、費用は、送り人
が負担する。

上記の保證人連署を以て、右額に徴せらる。

昭和23年2月2日

知人 福岡縣嘉穂郡福築町大字大田

共同石炭産業株式会社 日吉産業所

日吉産業所

徴金代理人 中谷見敬一

保證人 福岡縣嘉穂郡福築町大字大田

共同石炭産業株式会社 日吉産業所

吉川芳明

門司鐵道管理局長殿

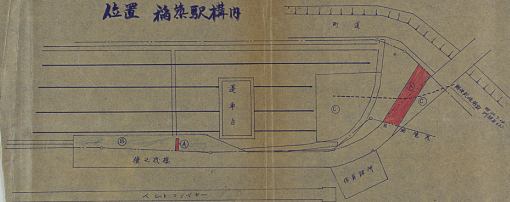
印

印

借地請願添付図

縮尺 1:300

位置 稿染駅構内



番号	供出目的	供出年月日	供出面積 ㎡	供出回数	供出回数 回	地価 円
(A)	石炭掘削用	19.11.22	26.17	26.2.1	200	1200
(B)	"	23.12.21	22.76			772.00
(C)	石炭掘削用	25.10.27	11.6			260.00
	石炭掘削用					180.00

1200
2072

26

昭和十一年四月二十六日

門司鐵道管理局長

石井英一



共同石炭株式會社

殿

日吉炭坑
明石炭助

稲葉駒田、石炭積込宛
昭和十一年三月二日
ついては左記の通り了知せられたい

に件う用進使用について
号承認書番 條による石に

記

一、使用箇所は別紙圖面の通りとしその地積は四〇二平方米とする（一平方米未満はこれを一平方米とみなす）
二、使用期間は昭和十一年四月一日より昭和十一年三月三十一日までとする
但し期間満了の際なら通知しない時は次の一年間繼續するものとする
爾後期間満了の場合また同じ

三、使用料は一ヶ年間金貳百五十圓（一年平方米當り）
として日割計算をなさない）とし毎月四月より翌年三月に至る一ヶ年分をその年の四月上旬に前納するものとする
但し初期の分は別に指定する期日まで前納するものとする

四、既收の使用料は當局の都合により一部又は全部の返還をさせるとき又は相當の事由があると當局において認められた場合は返還の翌月以降の分を月割をもつて還付するの外は如何なる場合でもこれを還付することとはできない

五、本通知は昭和十一年三月廿四日付八号四九号付官報を以てする

昭和十一年三月廿四日

福岡縣立加藤郡田代町田代
共同石炭株式會社 日吉炭坑

早見教一



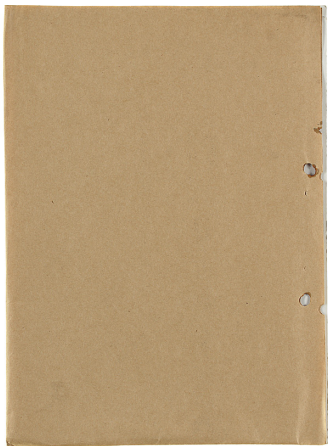
新築停車場内承認施設及借地費（単位平方米）

共同石炭礦業株式会社 登記日吉田事務所

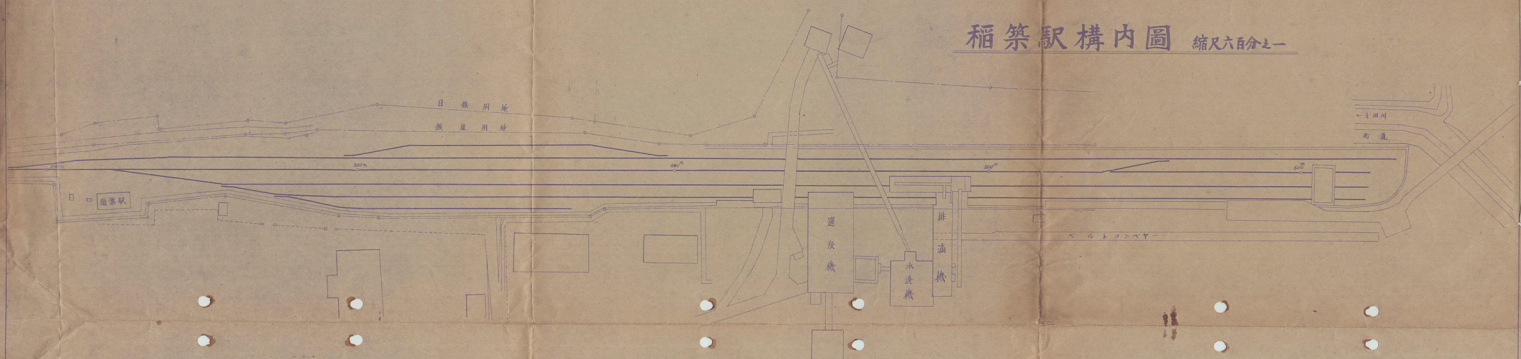
代表人 宇佐 風 敬

符号	使用目的	承認月日	承認書番	別添承認月日	別添承認書番	使用地積		備考
						専用	共用	
A	石炭運込施設	昭和 12.11.2	門前18号 4249号			平方米 4,976		橋よりベルトコンベアーで貨車搬入する
B	全上置込施設 改 造	23.3.27	門前23号 3274号			平方米 25,840		全上を炭鉱L運込みに改造す
C	運込橋一部 架 設 杭木敷き施設	25.10.17	門前23号 116号			平方米 207,720		橋脚位置一部變更及杭木敷き施設（借地）

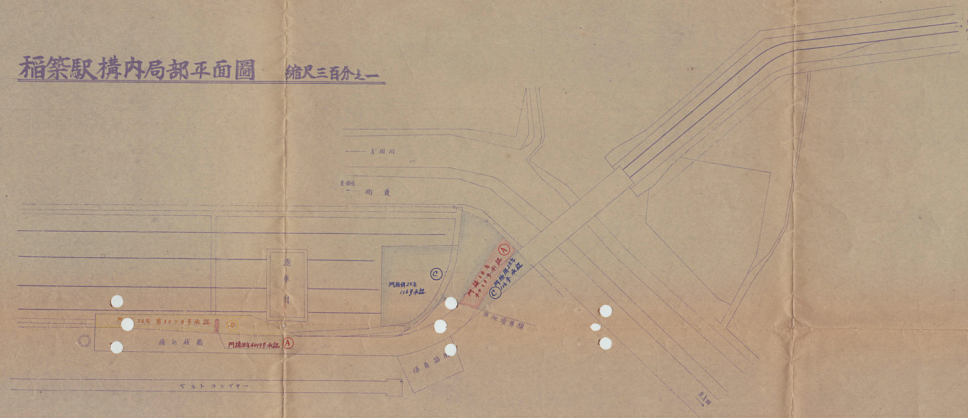
橋



稻築駅構内圖 縮尺六百分之一



稻築駅構内局部平面圖 縮尺三百分之一



① 門扉
 ② 運送機
 ③ 水送機
 ④ 排油機
 ⑤ 門扉

福岡縣嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築局區内)

共同石炭
鑛業株式会社

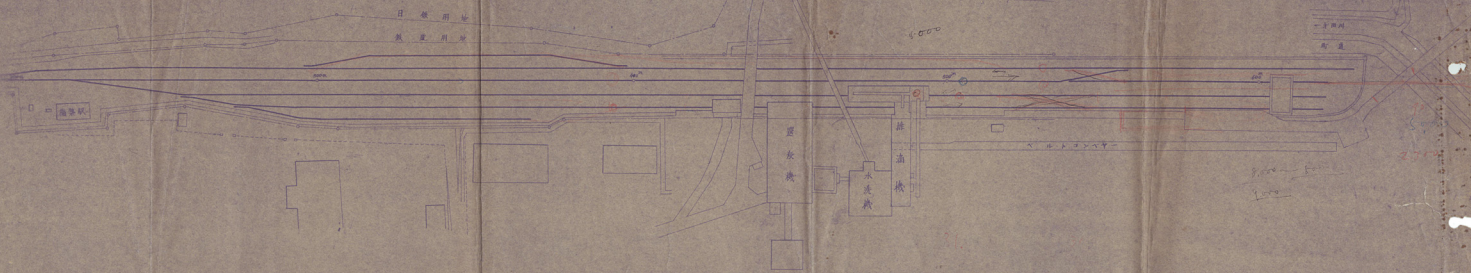
日吉鑛業所

電話
(稲築四三〇番)
大限一一番

[illegible]

No. 1

稻築駅構内圖 縮尺六百分之一



稻築駅構内局部平面圖 縮尺三百分之一

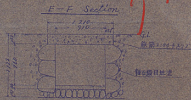
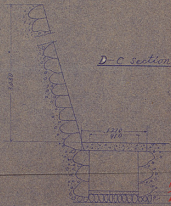


A-B 断面圖 縮尺1/200

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

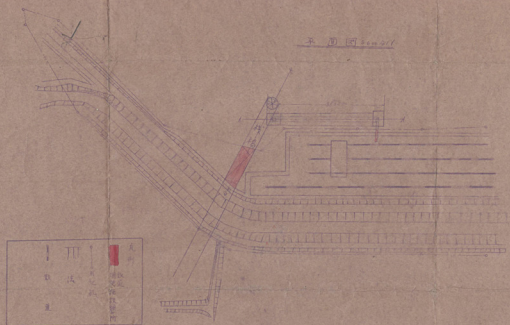


排水溝計畫圖 S 1/20



四
施
用
三
分
二
合
一
分
者

施設附近平面圖



共同石炭
業株式會社

吉日

電

昭和
年
月
日



輕便軌道新設願

- 1. 位置 稻島線橋内 別紙圖示の位置（門橋用二五第一一六號水汲地境）
- 1. 軌條布設長 鐵道用地：一九米二〇〇 鋪延長：八七米二〇〇
- 1. 布設軌條種類 一〇ヶロレール
- 1. 布設目的 水木運搬
- 1. 使用料金 概指定の通り
- 1. 理由 右は昭和二五年門橋第一一六號で承認されました水汲場に併設した水木平台屋により増設するためであります

右之通り輕便軌道敷設使用願いますので御承認願申上ます

昭和二十六年二月二十日

韓國國高麗郡稻橋町大字才田

共同石炭鑛業株式會社日吉礦藏所

鑛業代理人 宇佐 凱 一

門司鐵道管理局 石 井 英 一 殿

輕便鐵道右設設計仕様書

一、右設位置

朝霧郡内（門扉川二五第一六號水取地）別紙圖示

二、敷地

鐵道線路中心より五米五七五の距離

三、右設方法

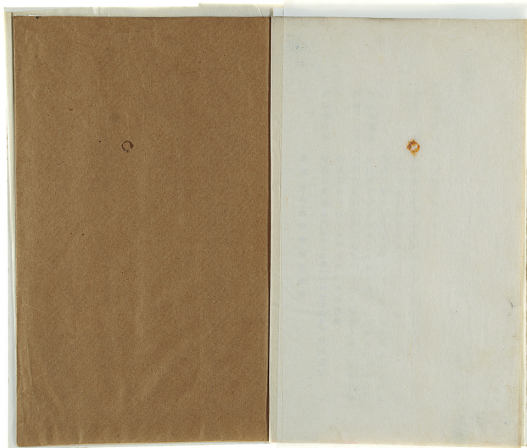
敷地は鐵道線路軌道面より二〇厘低く水平に整地す
松丸太五寸ものを二つ間隔にした「スリッパ」を七〇
厘毎に敷き其の上に一〇ヤロレーを列べ「スバイ
ナ」をもつて取付ける

四、延

歩 八七米二〇〇（鐵道用地内一九米二〇〇）

右之通り仕様書すものであります

以上



福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭
業株式會社

日吉鑛業所

電話
〔稻築〕
四一〇番

昭和二十六年 月 日

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

代表者 宇佐見 敏一

門司鐵道管理局長

石 井 英 一 殿

工 事 着 手 届

昭和二十六年七月二十四日門司港第六三三號を以て御承認に成りました相築港内郵便軌敷設工事に昭和二十六年 月 日より着手致しますので御用致します。

昭和二十六年 月 日

共同石灰炭礦株式会社市営事務所

代表者 平佐 見 敬 一

門司鐵道管理局長

石 井 英 一 殿

工 事 完 成 届

昭和二十六年七月二十四日門庭用第六三號を以て御承認に成りました但無碍内郵便軌條敷設工事は昭和二十六年 月 日に完成致しましたので御届致します。

庶務部より 兼て監査内より 授け八月十二日

昭和二十六年二月一日

藤岡縣喜連郡高野大字才田

共同石炭礦株式會社日吉礦務所

營業代理人 宇佐風直一

門司鐵道管理局長

石井英一 殿

工事完成届

昭和廿五年十月十七日付門施南二五第一一大體を以て開許可相成りま
した御業請内石炭槽込設備變更および坑木置場新設工事は昭和廿六
年一月廿一日既完成致しましたので御開許します



昭和二十六年二月一日

嵯峨縣高槻郡稻桑町大字才田

共済石灰炭業株式会社 吉田重幸

礦業代理人 平佐 辰 殿



建設省建設局長

石井 英 一 殿

工 事 完 成 届

昭和廿五年十月十七日付門施出二五第一一六號を以て御許可相成りました稻桑郡内石灰炭送配管線および其木置場新設工事は昭和廿六年一月廿一日に完成致しましたので御届致します

昭和二十六年二月一日

藤岡縣高麗郡羽庭町大字才田

共同石炭礦業株式會社日吉礦運部

礦業代理人 宇佐 敏 一



門司鐵道管理局長

石 井 英 一 殿

工 事 完 成 届

昭和廿五年十月十七日付門前用二五第一一大號を以て御許可相成りました
國崎調内石炭相島産値變更および坑木運搬新設工事は昭和廿六年一月卅一日に完成致しましたので御報告します

漆生驛長

御 帳 付 帳

一、位 置 御 帳 納 付 内 (別 紙 開 示)

一、帳 付 長 一 一 本

一、帳 付 日 記 記 本 何 冊

一、帳 付 冊

現在此本は天保十三年結城の二部に附けし何冊は御帳納の何冊
毎巻首題し天保十三年結城にて何冊中である
帳納はトラフタで山元まで通し附るのを今度別紙開示の如く
御帳を添付し御位前に買取を附の何冊し其本付取帳により現在
のエンドレス帳と通しし山元までエンドレスで通しする
ので其本何冊のたの御帳に買取入れるたの御帳を添付する

以上

右の如出で御帳を御帳納申上ります

昭和二十五年九月二十五日

御帳納品御帳納付人 大寺才助

共同石炭御帳納付人 吉田栄所

御帳納付人 宇佐 昌 敬

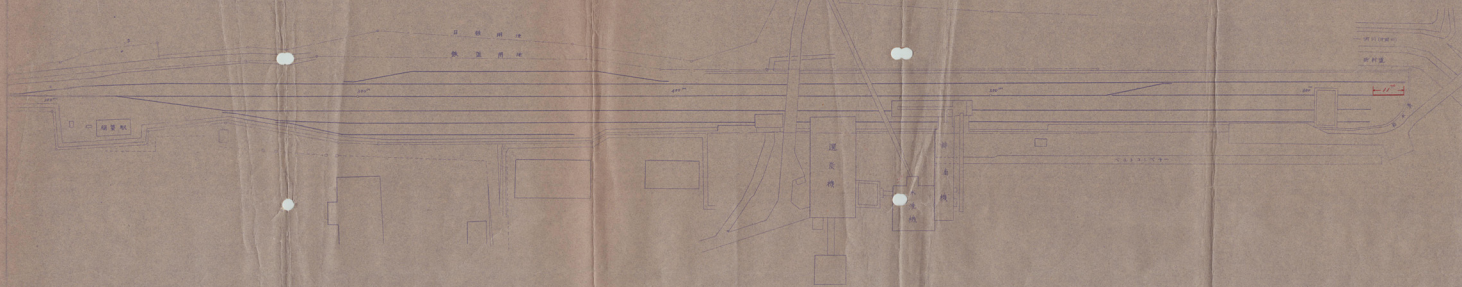


門 取 寄 納 局
局 長 石 井 英 一 殿



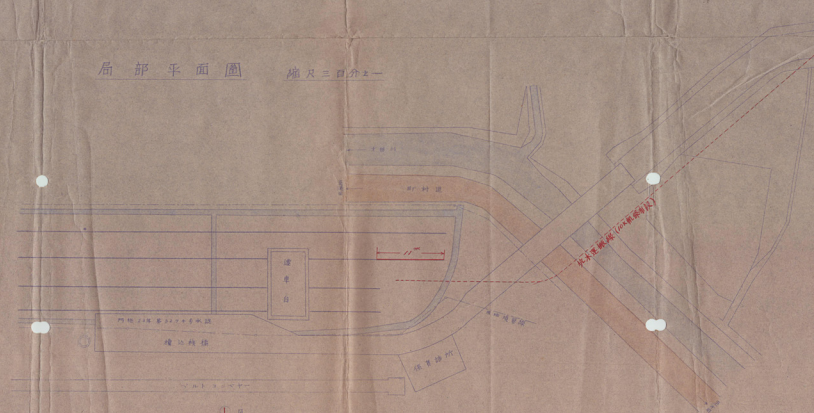
和架驛橋内図

縮尺六五分之二



局部平面圖

縮尺三百分之一



和架驛橋内
和架驛橋内

鉄道用地(高架下)使用承認書

新石炭鉄業株式会社
石炭鉄業社長
半田見 数一 殿

門 施 第 1800 号

昭和 年 月 日
昭和32年9月2日

門司鉄道管理局長 山田 明吉

昭和 年 月 日付で御開地のあつた鉄道用地(高架下)の使用に同意し、
下記及び日本国有鉄道土地建物貸付規則の定めるところにより使用することを承認します
から、昭和 年 月 日までに、この承認書の全文を記載した簡書を出して
下さい。

(使用上の指示)

- 1 鉄道(高架下)使用については、当局(石炭鉄業)局長の指示をうけるものとする。
- (使用物件)
2 使用区域は、稲葉取 所在地(高架下第 号)とし、その
面積は、209 平方メートルとする。
(鉄道(高架下)使用地)

(この項は施設物を設置する場合に適用)

- 2 使用区域内に設置する施設物の構造その他は御開地御開書のまかりとする。

(使用目的以外の使用の禁止)

- 3 使用目的は、石炭鉄業の事務所 用とし、この目的以外に使用してはならない。
(使用場所) 石炭鉄業の事務所
- 4 使用期間は、昭和 32 年 4 月 1 日から昭和 37 年 3 月 31 日までとする。

(使用料の納入)

(この項は、1 箇年以上の場合に適用する。)

- 2 使用料は、1 箇年 金 500 円とし、別に約定する期日までに納納するものとする。

(この項は、1 箇年未満の場合に適用する。)

- 3 使用料は、全額同金 同とし、別に約定する期日までに納納するものとする。

ものとする。

(使用料の改訂)

- 6 前項の使用料は、経済事情の変動等により適正を欠くや時期が認めるときは、使用期間中であっても改訂することができる。

(延滞償金)

- 7 使用者が、前定した期日までに使用料を納入しないときは、その滞り分の翌日からこれを納入した日までの日数に応じ、日あたり延滞金を徴収する。

(使用料の返還)

- 8 買収の使用料は、当局の都合で用地(高架下)を返還させるとき又は当局において災害その他やむをえない事由があると認めるときは、使用者の趣付請求書により、その返還日の翌日より翌の分又は当局において前払と認める期間の分を返還する。ただし、当局において定める返還料金に相当する額については、この限りでない。

(指 示)

- 9 使用者は、承認年月日、番号、使用目的、地価、本局及び氏名を明記した簡書に使用物件の見やすいところに貼付するものとする。

(現状変更の制限)

- 10 使用者は、当局の承認を受けずに、使用財産の現状を変更し、又はこれに他の施設物を附加することができない。
- 11 使用者は、当局の承認をうけないで、使用区域内に前項以外の施設物以外の施設物を建設し、又はこれと移動し、若しくは、これの増改築を行うことができない。

(譲渡及び転賃の禁止)

- 12 使用用途は用地(高架下)を使用する権利を譲渡し、又は用地(高架下)を転賃してはならない。

(使用用途変更物の使用制限)

- 13 使用者は、その所有する建物等を他人に使用せようとするときは、あらかじめ当局の承認をうけなければならない。

(特定用途の禁止)

- 14 使用者は、使用区域内において、ばいり、若しくは汚濁しやすい物その他当局が危険と認める物又は臭気等を発生する物を採取し、その他、他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(取り調査)

15 当屋の項目が、使用区域又は使用者の設置した施設内に立ち入り、使用財産の収収、収容物件その他の物について調査することがあつても、使用者は、正当な事由がなければこれを拒んではならない。

(損害賠償)

16 使用者は、その責に帰すべき事由により当屋に損傷を及ぼしたときは、当屋の種類・構造等を賠償しなければならない。

(修繕・変更等の要求)

17 当屋は、必要があると認めるときは、使用者の設置した施設物の修繕、又は修繕その他必要と認める処置を要求することがある。この場合、使用者は、自費をもつてこれを施行しなければならない。

(使用承諾の取消)

18 使用期間中であつても、当屋において必要があると認めるとき、又は使用者において承諾事項の違反その他不都合があつたと尋ねて認めるときは、いつでもこの使用承諾を取り消す。この場合、使用者が損害をこうむることがあつても、当屋は、これを責を負わない。

(違約金)

19 使用者が、承諾事項の違反その他不都合により、この承諾を取り消されたとき、使用者から当屋使用料の1箇年分に相当する金額を違約金として徴収する。

(原状回復)

20 使用期間の終了の場合、前項の場合又はその他の事由によつて返還する場合は、使用者は、当屋に損害賠償の指示を受けてその施設した物件を自費をもつて撤去し、当屋の財産を原状に復するものとする。但し、使用者が、原状回復を行わない

ときは、使用者の負担において費用がこれを代行することができるものとする。

(保証金)

21 承諾者は、この承諾による債務の履行を確保するため、保証金（当屋使用料の納入と同時に当屋に納入するものとする。この保証金は利息をつけない。

22 承諾の保証金は、第16項の損害賠償金第19項の違約金、第20項の代行費用、第21項の使用料など及び第7項の延滞賠償金に充てることができるものとする。

23 償還の検査により生じた第24項の保証金の不足額は、当屋の指示する期日までに、これを納入しなければならない。



24 保証金の保証金は、使用が使用期間の終了その後に平盤に埋納（高麗下）を返還し、使用後は、使用者の指示請求書によりこれを返還する。

25 保証人は、前各条の履行につき使用料と連帯して責を負うものとする。

(使用の更新)

26 使用期間の終了後引き続き用地（高麗下）の使用を希望するときは、増設開丁の日より2箇月前までに継続使用料を提出して、当屋の承認をうけるものとする。

昭和32年11月7日

上記御請少致（まじ）

共同石炭株式会社
東京支店
東京市中央区本町二丁目二番地
東京市中央区本町二丁目二番地

東京代理人 宇佐見敦一



鉄道用地(高架下)使用承認書

共同石炭鉄業株式会社
日本鉄業新長
号 佐見 教一殿

門 座 契 第 1800 号

昭和 32 年 9 月 28 日

門司鉄道管理局長 山田 明彦

昭和 年 月 日付で御座るのあつた鉄道用地(高架下)の使用について、
下記及び日本国有鉄道土地建物賃付規則の定めるところにより使用することを承認する。
から、昭和 年 月 日までに、その承認書の全文を記載した請書を出して
下さい。

(使用上の指示)

- 1 用地(高架下)使用については、各局(佐見駅)区長の指示をうけるものとする。
- (使 用 物 件)
2 使用区域は、新築駅 所在用地(高架下第 号)とし、その
地番は、120 平方メートルとする。(日鉄(株)新築所用地)

(この項は施設物を設置する場合に適用)

- 202 使用区域内に設置する施設物の構造その他は建築部所管課の定めとする。

(使用目的以外の使用の禁止)

- 3 使用目的は、石炭鉄業新長 用とし、この目的以外に使用してはならない。

(使 用 期 間)

- 4 使用期間は、昭和 32 年 4 月 1 日から昭和 37 年 3 月 31 日までとする。

(使用料の納入)

(この項は、1 箇年以上の場合に適用する。)

- 5 使用料は、1 箇年金 世 使 円とし、期に満了する期日までに納納するものとする。

(この項は、1 箇年未満の場合に適用する。)

本局(佐見駅)の使用料は、全期間金 円とし、期に満了する期日までに納納する

ものとす。

(使用料の改訂)

- 6 前項の使用料は、経済事情の変動等により適正を欠くと各局が認めるときは、使用期間中であっても改訂することがある。

(給 付 金)

- 7 使用者が、指定された期日までに使用料を納入しないときは、その期日の翌日から、これを納入した日までの日数に及び、日歩5厘の割合で延滞料金を徴収する。

(使用料の返還)

- 8 前項の使用料は、各局の都合で用地(高架下)を返還するときは又は各局において、又はその旨をいえない事項があると認めるときは、使用者の随付請求書により、その返還日の翌日以後の分又は当期において前金と認める期間の分を返還する。但し、各局において定める最低料金に相当する額については、この限りでない。

(標 示)

- 9 使用者は、承認年月日、番号、使用目的、地番、南開及び氏名を明記した標記を使用物件の見やすいところに貼附するものとする。

(現状変更の制限)

- 10 使用者は、各局の承認を受けずに、使用用途の現状を変更し、又はこれに他の施設物を附加することができない。

- 11 使用者は、各局の承認をうけないで、使用区域内に第202の2の施設物以外の施設物を建設し、又はこれを移動し、若しくは、これの増築を行うことができない。

(譲渡及び転賃の禁止)

- 12 使用者は用地(高架下)を使用する権利を譲渡し、又は用地(高架下)を転賃してはならない。

(使用者所有物件の使用制限)

- 13 使用者は、その所有する建物等を他人に使用せよとするときは、あらかじめ各局の承認をうけなければならない。

(特定行為の禁止)

- 14 使用者は、使用区域内において、ばく当し、若しくは売出しやすい物その他各局が危険と認める物又は臭気等を発生する物を取り扱い、その他、他に迷惑をおよぼす行為をしてはならない。

(立入り調査)

13 当場の保見が、使用区域又は使用物の設置した施設内に立ち入り、使用財産の状況、収容物件その他について調査することがあつても、使用者は、正當な事由がなければこれを拒んで支ならない。

(引 取 扱 價)

14 使用者は、その責に属すべき事由により当局に損害を及ぼしたときは、当局の指示する損害額を賠償しなければ支ならない。

(修 繕、変更等の要求)

15 当局は、必要があると認めるときは、使用者の設置した施設物の修繕、又は修繕その他必要と認める処置を要求することがある。この場合、使用者は、自費をもつてこれを施行しなければ支ならない。

(使用承諾の取消)

16 使用期間中であつても、当局において必要があると認めるとき、又は使用者において承諾事項の違反その他不行為があつたとき当局で認めるときは、いつでもこの使用承諾を取り消す。この場合、使用者が損害をこうむることがあつても、当局は、なんらの責を負わない。

(違 約 金)

17 使用者が、承諾事項の違反その他不行為により、この承諾を取り消されたときは、使用者から当該使用料の1箇年分に相当する金額を違約金として徴収する。

(原 状 回 復)

18 使用期間の満了の場合、前項の場合又はその他の事由によつて返還する場合は、使用者は、使用区域の復元、設備の撤去、修繕等の指示を受けてその施設した物件を自費をもつて撤去し、当該の財産を原状に復するものとする。但し、使用者が、原状回復を行わないときは、使用者の負担において当局がこれを代替することができるものとする。

(保 証 金)

19 使用者は、この承諾による義務の履行を確保するため、保証金()円を現金として納入と同時に当局に納入するものとする。この保証金には利息を付けない。

20 保証金の用途金は、第1項の使用料金第2項の違約金、第3項の修繕費の代行費用、第4項の使用料金と第5項の返還金に充てることができるものとする。

21 保証金の設置に支障をきたす前2項の保証金の不足額は、当局の指示する期日までこれを納入しなければ支ならない。

(保 証 金)

22 保証金は、使用者の義務の履行を確保するため、保証金()円を現金として納入と同時に当局に納入するものとする。この保証金には利息を付けない。

23 保証人は、前各項の履行につき使用者と連帯して責を負うものとする。

(使用の更新)

24 使用期間の満了後引き続き用地()平方メートルの使用を希望するときは、更新許可の日の2箇月前までに継続使用願を提出して、当局の承認を受けるものとする。

昭和22年11月9日

上記御清け致し主

福岡市東区東区町二丁目六番地
共 同 石 炭
炭 業 株 式 會 社 日 吉 鐵 業 所

代表人 宇佐見 一

昭和 9 年 1 月 日

日吉鐵道所長

殿

門司鐵道管理局長 篠原武司

稍事構内石炭積込設備増大工事に伴う用地使用について

昭和 年 月 日 第 号 承認書第 号

による右については下記の通りお知らせしたい

記

1. 使用ヶ所は別紙図面の通りとしその地積は 209 平方メートルとする(1平方メートル未満はこれを(平方メートルとみなす)
2. 使用期間は昭和 31 年 4 月より昭和 32 年 3 月までとする。
3. 使用料は1箇年間金 無償 田也(年平方メートル当り 変として日割計算をなさない)とし別に指定する期日までに納入すること。もし期日までに納入しない

ときは100円につき日歩+変の延滞償金を徴収するものとする。

4. 使用料金は随時改訂することがある。

5. 徴収の使用料は如何なる場合でもこれを還付しない。但し当局の都合により、当該用地の一部又は全部の返還をさせる場合、又は相当の事由があると当局において認めた場合は、返還の翌日以降の分を月割をもつて還付するものとする。

上記の通り御請け致します

昭和31年 7月 10日

使用者 住所 福岡県糟屋郡粕屋町大字226
氏名 矢野 共司 氏名 矢野 共司
住所 福岡県糟屋郡粕屋町大字226
氏名 矢野 共司
住所 福岡県糟屋郡粕屋町大字226
氏名 矢野 共司

門司鐵道管理局長 篠原武司 殿

門地第1号

昭和 9 年 1 月 日

日誌 鑑察所長

牙依見敷一殿

門司鉄道管理局長 藤原武可

稲葉橋石炭積込設備

に伴う用替使用について

昭和 年 月 日 第 号 承認書第 号

による右については下記の通りと知せられたい

記

1. 使用ヶ所は別紙図面の通りとしその地積は 120 平方メートルとする (1平方メートル未満はこれを (平方メートルとみなす)
2. 使用期間は昭和 57 年 9 月より昭和 32 年 9 月までとする。
3. 使用料は 1 箇年間金 無 償 円也 (年平方メートル当り 変として日割計算をなさない) とし別に指定する期日までに納入すること。もし期日までに納入しない

ときは 100 円につき日歩 4 支の延滞借金を徴収するものとする。

4. 使用料金は随時改訂することがある。
5. 徴収の使用料は如何なる場合でもこれを返付しない。但し当局の都合により、当該用地の一部又は全部の返還をさせる場合、又は相当の事由があると当局において認めた場合は、返還の翌日以降の分を月割をもつて返付するものとする。

上記の通り御請け致します

昭和 9 年 7 月 10 日

使用者 { 住 所 福岡県嘉穂郡稻葉町大字田中 216
角 子 共同石炭積込株式会社 日誌鑑察所
代表者 牙依見敷一

連帯保証人 { 住 所 福岡県嘉穂郡稻葉町大字田中 216
氏 名 共同石炭積込株式会社 日誌鑑察所
矢 島 口 郎

門司鉄道管理局長 藤原武可

日吾銘案所張穿托見教一殿

明司議
瑞璽

稲葉製糖(株)が、同社が所有する土地を、同社が所有する土地に併せて伴う土地利用について

昭和 25 年 10 月 17 日 青字第 116 号承認書第 4 条による上記については下記
のとおり了知されたい

記

1. 使用箇所は別紙図面の通りとしその地積は 209 平方メートルとする（1平方メートル未満はこれを（平方メートルとみなす）
2. 使用期間は昭和 29 年 1 月より昭和 31 年 3 月までとする。

3. 使用料は、川口市役所建設局の二階倉庫使用と協賛金として
内世（年）月（日）に当り、円と
銭の整数に算定する。但し、昭和四十四年度（昭和四十三年四月一日）
より昭和四十五年度（昭和四十四年四月一日）までは、昭和四十三年四月一日
より昭和四十四年三月三十一日までの期間に於ける使用料をその年の四月十
 日に前納するものとする。但し、初期の分は別に指定する期日までに納付するものとする。
4. 原税の使用料は、当市の都合により一、部分又は全部の返還をせよと又は相当の事由があ
 ると当局において認められた場合は返還の翌月以降の分と分割をもつて返付する外は、如何
 なる場合でもそれを返付することではない。
5. 使用料金は臨時徴収料とすることがある。

6. 昭和25年乙月乙日門施用第乙号の消滅した。

昭和 33 年 2 月 10 日
上記御精付致しました

住所 福岡縣嘉穂郡利根町大字西 316

共同石炭鑛業株式會社 日吉鑛業所

鑄造代理人 李佑其 製一

昭和30年 / 月 3 / 日

共同石炭産業株式會社

日各館常所長常任員、教一殿

門司鐵道管理局長 有川 董



稻葉敷橋内(日鉄・新橋操候地)石炭積み施設 に伴う用地使用について

昭和 23 年 12 月 27 日 地 23 第 327 号 承認書第 4 条による上記については下記
のとおり了知せられた

12

1. 使用箇所は紙張回収の通りとしその地積は 120 平方メートルとする（1平方メートル未満はこれを（平方メートルとみなす）
2. 使用期間は昭和 28 年 1 月より昭和 31 年 3 月までとする。

- については可能限事業株式会社との関係が既に密接なものと。
3. 使用料は毎年度末まで 四半（年分）ごとの当り 四半
に前年度末の割合に上つては遅付ない
（但し日割計算をささない）として毎年四月より翌年三月に至る一箇年分をその年の4月末日
前に前納するものとする。但し初期の分は別に指定する期日までに納付するものとする。
4. 既収の使用料は当期の都合により一部又は全部の返還をせよとすべきは相当の事由がある
と当期において認められた場合は返還の翌月以降の分を月割をもつて還付するの外は如何
なる場合でもこれを還付するとはできない。
5. 使用料金は毎時徴収することがある。

昭和30年2月10日
上記御請け致しました

住所 福岡縣嘉穂郡藤井町大字西 216
共同石灰鑛業株式會社 日吉鑛務所
鑛業代理人 宇佐月 敏一

鉄道用地別達承認願

一 位置

福岡県福岡市

別紙図面の箇所

一 承認年月日及番号、地積

一 昭和二年四月十七日 門地二五番三二七号第四条 一〇〇平米

一 昭和二年四月十七日 門地二五番一六号 一〇〇平米

右の用地を使用致して居りますが別紙の通り第三番使用承諾書を添付致しますので何分の御設備を以て別達承認方を願ひします。

昭和九年三月三十日



福岡県福岡市福岡市大字才田

共同石炭販売株式会社日吉鉱務所

鉱務代理人 宇 健 見 敬 一



門司鉄道管理局長

有 井 重 敏 殿

六月三日 奉 復 書 送 達 附



昭和二十九年五月十三日

共同石炭鉱業株式会社 日吉鉱業所

所長 宇佐見 敬一

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所

所長 小倉 道殿

貴社より鉄道省へ無償提供の左記土地の一部を当館は従来事業用として鉄道省より借受け目下使用中であります。今、今回別紙の通り貴社の承諾を得、圖書提出方面会がありましたので、該土地の使用については貴社に対しては御迷惑は相寄せませぬ。故特別の御説教を以て御承諾下さい。

関係書類相部へ御願申上げます。

土地表示

高橋郡鶴岡町大字衛生字大坪地内

圖書提出先

衛生所
後藤寺保線区
門司鉄道管理局

各一通

承 諾 書

左記の通り貸供用地を使用することを承諾致します。

一 位 置 福永駅前

一 使用目的並地積 石炭搬込並杭木置場 三二九平米

一 使用者 共同石灰鉱業株式会社吉鉱業所

昭和廿九年三月三十日

高橋郡福渡村大字渡田

日鉄鉱業株式会社 二瀬鉱業所

所長 小 倉



昭和廿九年三月三十日 共同石灰鉱業株式会社 代表者 小倉

承 諾 書

左記の通り提供用地を使用することを承諾致します。

一、位 置 福岡駅構内

一、使用目的並面積 石炭積込並坑本置場 三二九平米

一、使用者 大同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

昭和廿九年三月三十日

福岡都立村大学校園

日鉄鉱業株式会社 二瀬鉱業所

所長 小 倉



昨午東山にて中あるをうけて居るに
孫榮殿指内用紙使用料金についで、門録
宛に於て世信とすゝゝに決意されまゝに
のて、筆紙をさ送り、形（きり）
請き用紙の提出については、拾内印紙點検
割印、東辰余自ら今社名控印の
上海線へへ送還して下さる。

二月四日

濱坂幸次郎より 清原



追納通知書

門司鉄道管理局長

殿

一金

昭和

年

月

日

第

号

承認

標記

() 不足に付別紙納付書により左記に追納下されたし

について

門司鉄道地方経理事務所出納役宛

兼 註

昔の

左記の通り掘地用に使す。

兼 註 一 号

一 号 兼 註 一 号

一 号 兼 註 一 号 不 磨 漆 之 木 製 場

一 号 兼 註 一 号 一 月 日

日 録 兼 註 式 合 社

EP

監督費豫納通知書

殿

一金

昭和 年 月 日 第

号 承認
について

標記に對する當省監督費別紙納付書により左記に豫納下されたし

門司地方経理事務所出納役又は

驛長宛

監督費豫納通知書

殿

一金

昭和 年 月 日 第

号 承認
について

標記に對する常省監督費別紙納付書により左記に豫納下されたし

門司地方経理事務所出納役又は

縣長宛

鉄道用地使用承認書

新橋駅西口地区第2種市街地再開発事業
共同出資者協議会
昭和37年4月1日

門 施 第 988 号
昭和37年4月1日

新橋駅西口地区再開発事業
共同出資者協議会

門司鉄道管理局長 山口 和雄

昭和 年 月 日付で調出願のあった鉄道用地の使用につき、昭和 年 月 日付で、
本国有鉄道土地建物貸付規則の定めるところにより使用することを承認しますから、昭和
年 月 日までに、この承認書の全文を定めた調書を提出して下さい。

(使用上の指示)

後修寺保地区長

1 用地使用については、当局 の指示をうけるものとする。
(使用物件)

2 使用区域は、新橋駅西口地区再開発事業、その施設は、209 平方
メートルとする。

(この項は施設物を設置する場合に適用する。)

2の2 使用区域内に設置する施設物の構造その他は出願者西側用者のとおりとする。

(使用目的以外の使用の禁止)

3 使用目的は、(日鉄・住友提供地) の目的以外使用してはならない。

(使用期間)

4 使用期間は、昭和 37 年 4 月 1 日から昭和 42 年 3 月 31 日ま
でとする。

(使用料の納入)

(この項は1箇年以上の場合に適用する。)

5 使用料は、1箇年金 無 限 円とし、別に指定する期日までに前納するも
のとする。

(この項は1箇年未満の場合に適用する。)

6 使用料は、1箇年未満の場合に適用する。

7 使用料は、1箇年未満の場合に適用する。

8 使用料は、1箇年未満の場合に適用する。

円とし、別に指定する期日までに前納す
るものとする。

(使用料の改訂)

6 前項の使用料は、経費事情の平等により適正を欠くと当局が認めたときは、使用
期間中であつても改訂することがある。

(延滞 金)

7 使用料が、指定された期日までに使用料を納入しないときは、その期日の翌日から
これを納入した日までの日数に及び、日率3厘の割合で延滞金を徴収する。

(使用料の返還)

8 既収の使用料は、当局の都合で用地を返還させたとき又は当局において天災その他
やむを得ない事由があるとき認めるときは、使用者の還付請求により、その返還日の
翌日以後の分又は当局において相応と認める期間の分を返還する。但し、当局におい
て定める最低料金に相当する額については、この限りでない。

(標 記)

9 使用者は、承認年月日、番り、使用目的、地番、期間及び氏名を明記した標記を使
用物件の見やすいところに貼付するものとする。

(現状変更の制限)

10 使用者は、当局の承認を受けないで、使用財産の現状を変更し、又はこれに他の施
設物を附加することができない。

11 使用者は、当局の承認をうけないで、使用区域内に第2項の2の施設物以外の施設
物を建設し、又はこれらを移動し、若しくは、これの増設を行うことができない。

(譲渡及び転貸の禁止)

12 使用者は、用地を使用する権利を譲渡し、又は用地を転貸してはならない。

(使用物件所有物件の使用制限)

13 使用者は、その所有する建物等を他人に使用せよとするとときは、あらかじめ当
局の承認をうけなければならない。

(特定行為の禁止)

14 使用者は、使用区域内において、ばくち若しくは賭博しやすい物その他当局が危険
と認める物又は臭気等を発生する物を取り扱い、その他、他に迷惑をおよぼす行為をして
はならない。

(立入り調査)

15 当局の係員が、使用区域又は使用者の設置した施設内に立ち入り、使用財産の状

民、収容物件その他について調査することがあつても、使用者は、正当な事由がなければこれを拒んでならない。

《損害賠償》

16 使用者は、その責に帰すべき事由により当局に損害を及ぼしたときは、当局の指示する損害額を賠償しなければならない。

《移転、変更等の要求》

17 当局は、必要があると認めるときは、使用者の設置した施設物の移転、又は撤去その他必要と認める処置を要求することがある。この場合、使用者は、自費をもつてこれを施行しなければならない。

《使用承諾の取消》

18 使用期間中であつても、当局において必要があると認めるとき、又は使用者において承諾事項の違反その他不行為があつたと当局で認めるときは、いつでもこの使用承諾を取り消す。この場合、使用者が損害をこうむること虽あつても、当局は、なんらその責を負わない。

《違約金》

19 使用者が、承諾事項の違反その他不行為により、この承諾を取り消されたときは、使用者から当該使用料の1前年分に相当する金額を違約金として徴収する。

《原状回復》

20 使用期間の満了の場合、除引の場合又はその他の事由によつて返還する場合は、使用者は、当局の指示を受けたその施設した物件を自費をもつて撤去し、当局の財産を原状に復するものとする。但し、使用者が、原状回復を行わないときは、使用者の負担において当局がこれを代行することができるものとする。

《保証金》

21 使用者は、この承諾による義務の履行を確保するため、保証金を当局に納入するものとする。この保証金には利息をつけない。

《保証金の用途》

22 前項の保証金は、第16項の損害賠償金、第19項の違約金、第20項の撤去の代行費用、第18項の使用料など及び第7項の返付保証金に充当することができるものとする。

《保証金の返付》

23 前項の措置により生じた第21項の保証金の不足額は、当局の指示する期日までに、これを納入しなければならない。

本條附則

24 第25項の保証金は、使用者が使用期間の満了その他により平穩に用地を返還した場合は、使用料の還付請求書によつてこれを返還する。

25 保証人は、前各項の履行につき使用者と連帯して責を負うものとする。

《使用の更新》

26 使用期間の満了後引き続き用地の使用を希望するときは、期間満了の日の2箇月前までに継続使用願を提出して、当局の承認を受けるものとする。

上記のとおりお讀み致します

昭和 27 年 6 月 2 日

（場所） 福岡県若松市西區南木下町226ノ1

（名称） 森屋五郎 日吉鐵道所

（承諾保証人） 住所 福岡市東區人海田町 森屋五郎

（所長）

福岡市役所

建設課長

鉄道用地使用承認書

門 施 第 988 号

昭和37年4月18日

門司鉄道管理局長 山口 和雄

昭和 年 月 日付で御出願のあった鉄道用地の使用については、予定日の
本国有鉄道土地建物賃借規則の定めるところにより使用することと承認しますから、昭和
年 月 日までに、この承認書の全文を記載した請書を提出して下さい。

（使用上の指示）

1 用地使用については、当局 の指示を受けるものとする。

（使用物件）

2 使用区域は、在来用地とし、その面積は 120 平方
メートルとする。

（この項は施設物を設置する場合に適用する。）

2の2 使用区域内に設置する施設物の構造その他は御願部附図書のとおりとする。

（使用目的以外の使用の禁止）

3 使用目的は、自然環境保護施設とし、この目的以外に使用してはならない。

（使用期間）

4 使用期間は、昭和 37 年 4 月 1 日から昭和 42 年 3 月 31 日までとする。

（使用料の納入）

（この項は1箇年以上の場合に適用する。）

5 使用料は、1箇年 無償 円とし、別に指定する期日までに前納するものとする。

（この項は1箇年未満の場合に適用する。）

6 使用料は、全額現金 円とし、別に指定する期日までに前納するものとする。

（使用料の返付）

6 前項の使用料は、経済事情の変動等により適正を欠くと当局が認めるときは、使用期間中であっても返付することがある。

（延滞償金）

7 使用者が、指定された期日までに使用料を納入しないときは、その期日の翌日からこれを納入した日までの日数に應じ、日率3分の割合で延滞償金を徴収する。

（使用料の返還）

8 既収の使用料は、当局の都合で用地を返還させるとき又は当局において天然その他やむをえない事由がある認めるときは、使用者の還付請求書により、その返還日の翌日以降の分又は当局において相当と認める期間の分を返還する。但し、当局において定める最低料金に相当する額については、この限りでない。

（罰 則）

9 使用者は、承認年月日、番号、使用目的、施設、期間及び氏名を明記した標札を使用物件の見やすいところに掲出するものとする。

（施設変更の制限）

10 使用者は、当局の承認を受けないで、使用財産の現状を変更し、又はこれに他の施設物を附加することができない。

11 使用者は、当局の承認を受けないで、使用区域内に第2項の2の施設物以外の施設物を建設し、又はこれ移動し、若しくは、これの増改築を行うことができない。

（開設及び転賃の禁止）

12 使用者は用地を使用する権利を譲渡し、又は用地を転賃してはならない。

（使用者所有物件の使用制限）

13 使用者は、その所有する建物等を他人に使用させようとするときは、あらかじめ当局の承認を受けなければならない。

（特定行為の禁止）

14 使用者は、使用区域内において、ばく発射ししくは発火しやすい物その他当局が危険と認める物又は臭気等を発生する物を取り扱い、その他、他に迷惑をおよぼす行為をしてはならない。

（立入り調査）

15 当局の係員が、使用区域又は使用者の設置した施設内に立ち入り、使用財産の状

況、収容物件その他について調査することがあつても、使用者は、正当な事由がなければこれを拒んではならない。

(損害賠償)

16 使用者は、その責に帰すべき事由により当局に被害を及ぼしたときは、当局の指示する被害額を賠償しなければならない。

(移転、変更等の要求)

17 当局は、必要があると認めるときは、使用者の設置した施設物の移転、又は撤去その他必要と認める処置を要求することがある。この場合、使用者は、自費をもつてこれを実施しなければならない。

(使用承認の取消)

18 使用期間中であっても、当局において必要があると認めるとき、又は使用者において承認条項の違反その他不従行為があつたと当局で認めるときは、いつでもこの使用承認を取り消す。この場合、使用者が損害をこうむることがあつても、当局は、なんらの責を負わない。

(違約金)

19 使用者が、承認条項の違反その他不従行為により、この承認を取り消されたときは、使用者から当該使用料の1箇半分に相当する金額を違約金として徴収する。

(原状回復)

20 使用期間の満了の場合、前項の場合又はその他の事由によつて返還する場合は、使用者は、当局陸軍寺保護地区長の指示を受けてその施設した物件を自費をもつて撤去し、当局の財産を原状に復するものとする。但し、使用者が、原状回復を行わないときは、其賠償の負担において当局がこれを代行することができるものとする。

(保証金)

21 使用者は、この承認による債務の履行を確保するため、保証金 円を使
用料の納入と同時に当局に納入するものとする。この保証金には利息をつけない。

※ 第22条

22 新引の保証金は、第24項の損害賠償金、第29項の違約金、第20項創書の代行費用、

※ 第23条

第25項の使用料など及び第27項の延滞料金に充てることができるものとする。

※ 第24条

24 新引の設置により生じた第21項の保証金の不足額は、当局の指示する額にまで、これを納入しなければならない。

※ 第25条

25 第21項の保証金は、使用者が使用期間の満了その他により平穩に用地を返還した場合は、使用者の返還請求書によりこれを返還する。

26 保証人は、前各条の履行につき使用者と連帯して責を負うものとする。

(使用の更新)

27 使用期間の満了後引き続き該用地の使用を希望するときは、期間満了の日の2箇月前までに継続使用願を提出して、当局の承認をうけるものとする。

上記のとおりお請け致します

昭和 37 年 6 月 2 日

(概 人) 住所 福岡県春日市春日2261

北田 隆興 日吉鎮束所

(代理人) 住所 福岡県春日市春日2261

北田 隆興 代理人 梅田成雄

代印

河内通信 220

昭和 年 月 日
昭和廿八年四月廿五日

福岡縣志摩郡相模町大字
共同石炭鉱業株式會社石井炭所
社長 石井 茂

御業代 人 宇佐見 敦一 殿

門司鐵道管理局長 石井 茂

稲葉縣福岡市東區北段（改選）
昭和廿八年十二月一日より昭和廿九年三月三十一日まで
に於ける用地使用について
昭和三十八年十二月一日より昭和廿九年三月三十一日まで
については左記の通り了知せられたい

記

一、使用箇所は別紙圖面の通りとしその地積は 〇 平方米とする（一平方
米未満はこれを一平方米とみなす）

二、使用期間は昭和廿四年 月 日より昭和廿九年 月 日まで
とする

但し期間満了の際なら通知しない時は次の一年間繼續するものとする
留後期間満了の場合また同じ

三、使用料は一ヶ年間金 拾大 錢也（年平方米當り 拾大 錢と
して日割計算をなさない）とし毎年四月より翌年三月に亘る一ヶ年分を

その年の四月上旬に前納するものとする 但し初期の分は別に指定する
期日まで前納するものとする

四、既收の使用料は當局の都合により一部又は全部の返還をさせるとき又は
相當の事由があると當局において認めた場合は返還の翌月以降の分を月

割をもつて還付するの外は如何なる場合でもこれを還付することとはで
きない

五、この通知は昭和廿八年四月廿五日 門司鐵道管理局長 石井 茂 謹啟

昭和 年 月 日

市役所	衛生課	庶務課	計
37.5.28			



37.5.28

市役所庶務課

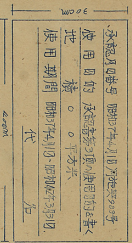
37.5.28

後援市役所庶務課

承認書第2項に基く標示の形式について

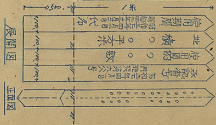
使用部は承認書の番号、使用目的、地積、期間及び
 代名と明記は、標札と施設物件の見やすいと
 ころに掲出するものとありますので、標札又
 は標札(別図)のいずれかの掲示方を願ひい
 いたします。

標札板図



(註) カベノミ塗の黒書とす

標札図



鉄道用地使用継続願

1 位 置 稲葉取構内

1 前年度承認
年月日 昭和32年9月2日内地契付1600号

1 使用地積 207平方丈

1 使用目的 稲葉構内(日鉄=稲葉鉄地)
石炭積込設備跡木置場

1 使用期間 昭和37年4月より
昭和40年3月まで

1 料 金 指定のとおり

上記のとおり継続承認願います。

承認の上は料金納入その他一切の義務は保証人連帯を以て
履行し、貴局に御迷惑をあたけ致しません。

昭和37年3月3日

使用右住所
氏名 稲葉鉄地
住所 岩手県
稲葉鉄地

連帯保証人 住持
氏名 新井田義雄

附 同 様 印 本

山 田 和 雄 殿

鉄道用地使用継続預

1. 位 置 桐蔭駅管内

1. 前年度承認
年月日番号 昭和32年7月2日 内陸国オノ800号

1. 使用面積 120 平方尺

1. 使用目的 桐蔭駅管内(日鉄・積産物貯蔵)
石炭積込施設

1. 使用期間 昭和37年4月より
昭和38年3月まで

1. 料 金 指定のとおり

上記のとおり継続承認いたします。
承認の上は料金納入その他一切の義務に保証人連帯をもって
履行し、貴局に何ら異意を申し立てません。

昭和37年3月2日

使 用 者 住 所 桐蔭駅管内
氏 名 桐蔭駅管内 桐蔭駅管内

連帯保証人 住 所 桐蔭駅管内
氏 名 桐蔭駅管内 桐蔭駅管内

桐蔭駅管内 桐蔭駅管内

山 田 和 雄 殿





嘉應州梅縣縣署
大同石苑銘業林氏
自子銘業所長殿

日本國有鉄道

事務用

算
第

第

第

田川市大字奈良式〇〇七〇

門司鉄道管理局経理部保管

日本国有鉄道

100 5 00 510 41 30 212.00000 上MPN (201)

(不持株成)

鉄道用地使用継続状

ト 位 置 栃木県栃木市

ト 取得者 栃木県 昭和37年4月1日 地籍大 388 号

ト 使用地積 200 坪 材木

ト 使用目的 鉄道用地敷

ト 使用期間 自 昭和 46 年 6 月 1 日
至 昭和 46 年 3 月 31 日

ト 料 金 25 万円の返り

ト 料金納付期限 (次の記入の中)

上記の返り継続御承諾願います

承諾の上は料金の返り受ける他一切の義務は保証人担当
といたし履行と受けるは御同意をお願いします

使用権 免状 昭和三十七年 ⑩

承諾状 免状 昭和三十七年 ⑩

町役所鉄道管理課
河野 誠一 殿

※ 貴町で使用する鉄道用地の今までの使用期間が満了
する使用継続許可状(不持株成)を寄せてある旨の
(2枚)承諾の上(取替承諾書)に添えて下さい

(参考様式)

敷地用他使用継続申請

1 位 正 和洋堂株式会社

1 所在地 東京都千代田区千代田 1-1-1

1 使用地積 12.0 坪

1 使用目的 店舗用施設

1 使用期間 自 昭和 42 年 4 月 1 日 至 昭和 46 年 3 月 31 日

1 料 金 500 円

1 料金の納入状況 (記入記入の年)

上記の通り継続申請を致します

申請の上は料金の納入その他一切の義務は保証人此等
を以て履行し責任は申請者は負いません

使用人 佐々木 昭

代理人 佐々木 昭

町長 佐々木 昭
河 崎 誠一 殿

※ 貴町が使用の敷地の今年3月31日使用期間満了のため
その使用継続を希望する場合は(参考様式)を提出する必要があります
(之故)本表の上(参考様式)に記入して下さい

鐵道 建物 使用継続願

1 位 置

1 前年度承認 昭和 年 月 日 施設番号
年月日番号

1 使用地積 平方米

1 使用目的

1 使用期間 自 昭和 年 月 日
至 昭和 年 月 日

1 料 金

1 料金納入希望額

上記の通り継続 御承認願います

承認の上は料金の納入その他一切の義務は保証人連帯
を以て履行し貴局には御迷惑はおかけいたしません

使用者 住所
氏名

連帯保証人 住所
氏名

門司鉄道管理局長

河 島 誠 一 殿

鐵道用地使用一覽表

福井縣鐵道局

鐵道用地使用一覽表

日

吉

額

業

所

市法外、借用、今後借用、新、耕、以、必要、否、

理由、故、土地、は、日、後、農、業、に、使、道、省、に、使、道、の、在、る、新、石、土、

は、使、道、省、の、在、る、新、石、土、に、使、道、省、の、在、る、新、石、土、

以上、理由、を、以、て、今、後、借、地、使、道、省、に、使、道、省、に、

差、取、り、或、は、其、他、の、事、項、を、決、定、す、る、に、要、す、

昭和十九年五月四日

後、在、り、保、障、上、地、保、中、所、式、の、説、明、



結
要

蘇州蘇嘉德豐和信司才得
蘇州蘇嘉德豐和信司才得
蘇州蘇嘉德豐和信司才得

日吉鑛業所

電話
——
大興
——
——
——
——

鐵道用電使用一覽表

新學學刊

頁	1	2	3	4
位置	桶裝配機座			
使用目的	增加拋球	增加投球	增加投球	增加投球
地點	一九二〇	一九二〇	一九二〇	一九二〇
備地主或名	窄位見數一	窄位見數一	窄位見數一	窄位見數一
桶				
票				